

新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について（製造施設又は火薬庫の保安検査）

本件の概要

2020年6月26日

経済産業省 鉱山・火薬類監理官付

新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐとともに、事業者が十分な感染拡大防止策を講ずるための環境整備の必要性に鑑みて、この度、経済産業省は、火薬類取締法施行規則の一部（保安検査）について安全性の確保を前提としつつ柔軟な対応ができるよう、検査期間を延長する制度改正を行いましたのでお知らせします。

1. 制度改正

新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、製造施設又は火薬庫について、施設等により定められた期間内に行わなければならない保安検査の期間を延長する。

・対象：令和2年6月1日から同年9月30日までの間に保安検査を行う期間が終了する者及び同期間に保安検査申請書を提出しなければならない期限が

終了する者

・延長期間：4か月（例えば、6月1日が期限の場合、10月1日まで延長）

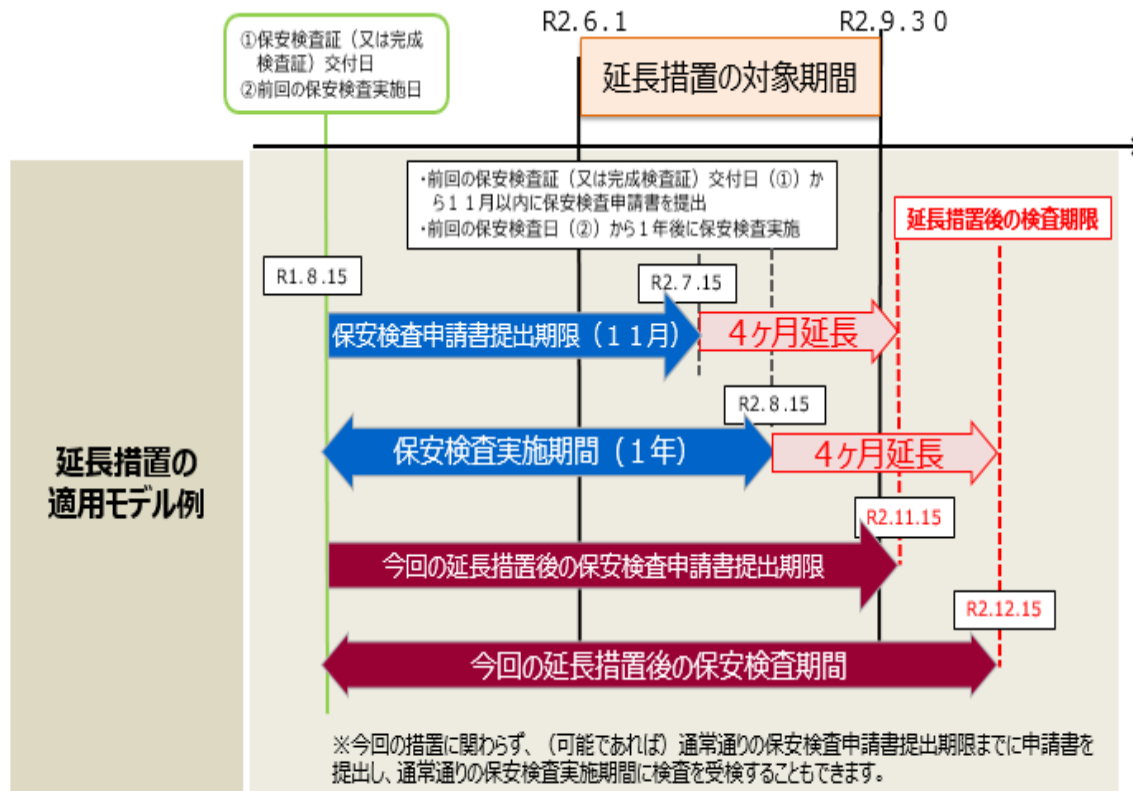
2. 保安の維持 事業者が上記特例措置を活用される場合、以下に掲げる事項が適切に行われるよう特段の配慮をお願いいたします。

- （1）法令に規定する技術上の基準に適合するように維持すること。
- （2）事故の発生防止及び不具合の早期発見のため、日常点検を強化すること。
- （3）危険時に速やかな通報、応急措置等が行えるよう体制を確保しておくこと。

製造施設又は火薬庫の 保安検査

保安検査を受けなければならない期間が
**令和2年6月1日から9月30日の間である場合は、
下記のとおり検査期間を4ヶ月延長します。**(※)

※保安検査申請書を提出しなければならない期限についても延長



参照条文：火薬類取締法施行規則第44条の2第2項～第5項

参考

①火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令 (PDF形式：247KB) [📄](#)

②延長告示 (経済産業省告示第140号) (PDF形式：86KB) [📄](#)

「①火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」のうち、第44条の2第4項の改正後欄に記載の「第四項」は令和2年8月11日付けの官報正誤により「第六項」に修正(該当頁p6)

お問合せ先

経済産業省 産業保安グループ 鉦山・火薬類監理官付
担当：奥本、武田
電話：03-3501-1870 (直通)

○経済産業省令第六十号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第一百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十六日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第一条 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（製造営業の許可申請） 第二条 法第三条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長（火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「令」という。）第十六条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事（当該製造所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合にあつては、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の長。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第四項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第一号及び第二号において同じ。）に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書及び危害予防計画書の添付を省略することができる。	（製造営業の許可申請） 第二条 法第三条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長（火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「令」という。）第十六条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事（当該製造所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合にあつては、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の長。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第三項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第一号及び第二号において同じ。）に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書及び危害予防計画書の添付を省略することができる。
第三条、第十三条	第三条、第十三条

(火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等)

第十四条 〔略〕

2 法第十二条第二項の規定による届出をしようとする火薬庫の所有者又は占有者は、様式第五の火薬庫軽微変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事(当該火薬庫が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該火薬庫の所在地を管轄する指定都市の長。次条、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二、第二項及び第四項、第四十四条の三、第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第七号から第九号までにおいて同じ。)に提出しなければならない。

第十四条の二、第四十一条 〔略〕

(指定完成検査機関が行う完成検査の申請等)

第四十二条 〔略〕

2 法第十五条第一項ただし書又は第二項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を産業保安監督部長又は都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。第四十四条の二、第二項及び第六項、第四十四条の三、第二項、第六十七条の七第一項から第三項まで、第八十二条第一項並びに第九十条の二において同じ。)に届け出ようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十六の指定完成検査機関完成検査受検届を、完成検査を受けた製造所の所在地を管

(火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等)

第十四条 〔略〕

2 法第十二条第二項の規定による届出をしようとする火薬庫の所有者又は占有者は、様式第五の火薬庫軽微変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事(当該火薬庫が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該火薬庫の所在地を管轄する指定都市の長。次条、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二、第二項及び第三項、第四十四条の三、第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第七号から第九号までにおいて同じ。)に提出しなければならない。

第十四条の二、第四十一条 〔略〕

(指定完成検査機関が行う完成検査の申請等)

第四十二条 〔略〕

2 法第十五条第一項ただし書又は第二項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を産業保安監督部長又は都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。第四十四条の二、第二項及び第四項、第四十四条の三、第二項、第六十七条の七第一項から第三項まで、第八十二条第一項並びに第九十条の二において同じ。)に届け出ようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十六の指定完成検査機関完成検査受検届を、完成検査を受けた製造所の所在地を管

轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第四十三条・第四十四条 〔略〕

(特定施設の範囲等)

第四十四条の二 〔略〕

2 〔略〕
3 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の回数で同項の保安検査を行うことが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回当該保安検査を行うものとする。

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、第四十一条第二項の規定により完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について第四項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月を超えない日(土曜、簡易土堤及び防壁(休止施設等を除く。)にあつては、二年十一月を超えない日、休止施設等にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の三十日前)までに、様式第十八の保安検査申請書を、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第六項

5 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期限までに同項の保安検査申請書を提出することが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに当該保安検査申請書を提出しなければならない。

6・7 〔略〕

轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第四十三条・第四十四条 〔略〕

(特定施設の範囲等)

第四十四条の二 〔略〕

2 〔略〕
3 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の回数で同項の保安検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、第四十一条第二項の規定により完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について次項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月を超えない日(土曜、簡易土堤及び防壁(休止施設等を除く。)にあつては、二年十一月を超えない日、休止施設等にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の三十日前)までに、様式第十八の保安検査申請書を、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

〔新設〕

4・5 〔略〕

(電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部改正)

第二条 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(冷凍保安規則の一部改正)

第三条 冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
	(完成検査に係る認定の基準等) 第四十七条 〔略〕 2 法第三十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。 一・二 〔略〕 3 〔略〕 第四十八条 〔略〕 (保安検査に係る認定の基準等) 第四十九条 〔略〕 2 法第三十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。 一・二 〔略〕 3 〔略〕 (協会等による調査の申請等) 第五十条 〔略〕 2 前項の規定により協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。 一・二 〔略〕 3 〔略〕	(完成検査に係る認定の基準等) 第四十七条 〔略〕 2 法第三十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。 一・二 〔略〕 3 〔略〕 第四十八条 〔略〕 (保安検査に係る認定の基準等) 第四十九条 〔略〕 2 法第三十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。 一・二 〔略〕 3 〔略〕 (協会等による調査の申請等) 第五十条 〔略〕 2 前項の規定により協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査により行う。 一・二 〔略〕 3 〔略〕

令和二年六月二十六日（号外特第七十七号）公布
経済産業省令第六十号（火薬類取締法施行規則
等の一部を改正する省令）
（原稿誤り）

二下 表中改正 第四項 第六項
後欄中 終りから 一七
令和二年七月二十八日法務省告示第二百二十四号
（日本国に帰化を許可する件）
（原稿誤り）

二四 一七 神奈川県愛甲郡神奈川県愛甲郡
愛川町中津2076愛川町中津7406
番地2 番地